

穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育及び幼児教育に従事する人材の確保を図るため、奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得し、穴水町内の保育施設等に就職した者に対し、穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、穴水町内において法人又は個人が運営する施設
- (2) 常勤 次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育又は幼児教育であること
 - イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること
- (3) 指定保育士養成施設等 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設又は教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第31条第1項に規定する指定教員養成機関であって幼稚園教諭を育成するものとして指定を受けたものをいう
- (4) 奨学金 補助金の交付を受けようとする者が指定保育士養成施設等の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、本人の名義で借り受けた貸付金のうち次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 穴水町奨学資金条例（昭和46年穴水町条例第8号）の規定に基づく奨学金
 - イ 別表に定める奨学金、支援資金及び貸付金
 - ウ ア又はイ以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、町長がア又はイに準ずると認めたもの

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次

の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得した者であること。
- (2) 穴水町内に存する保育施設を運営する事業者（以下「施設事業者」という。）に常勤の保育士等として新規に採用（雇用主が同一の施設事業者間の人事異動は除く。）された者であること。
- (3) 穴水町内の保育施設等に就職した後、5年以上継続して勤務する意思のあること。
- (4) 自ら奨学金を返済していること。
- (5) 現に穴水町に住所を有すること。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が、前年度と同じ事業者引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行う場合を除く。
- (7) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他法令等による奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、奨学金の返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。

2 補助金の額は、補助を受けようとする者が、申請を行う年度において返済した奨学金の額と36万円のいずれか低い額を上限とする。この場合において、千円未満は切り捨てるものとする。

3 奨学金の返済を分割で行う者にあつては、申請を行う年度に返済した奨学金の額に基づき1月相当に換算した額について、1月あたり3万円を上限とする。

（補助金の交付対象期間）

第5条 交付対象期間は、補助対象者が補助金の交付要件を満たした月から起算して60月を上限とする。

（補助金交付申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書（様式第1号）、雇用証明書（様式第2号）及び保育士証又は幼稚園教諭免許状の写しに、住民票（直近3か月以内）の写し、貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書又はその他奨学金の貸与を受けていることを証明すると町長が認めた資料を添えて町長に申請しなければならない。

2 交付申請は、年度ごとに申請するものとする。

（補助金交付決定）

第7条 前条の規定により、補助金交付の申請があつたときは、審査のうえ、補助金交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）または穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、既に交付の決定を受けた補助金の額に変更が生じる場合は、穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合は、審査のうえ、適当と認めるものについて、穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第7条及び前条第2項の規定により交付すべき補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の交付対象期間について、穴水町保育士等奨学金返済支援事業補助金完了届兼交付請求書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度末までに町長に提出し、当該確定に係る補助金を請求するものとする。

(1) 在職証明書(様式第8号)

(2) 奨学金を返済していることを証明する書類

(3) 住民票の記載事項に変更があった場合は、住民票

2 町長は、前項の規定による完了報告及び請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定者の責務)

第10条 交付決定者は、穴水町の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、同一保育施設等に5年以上継続して勤務するように努めなければならない。

(届出の義務)

第11条 交付決定者は、採用後5年を経過する前に保育施設等を退職したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。

(2) 穴水町内の保育施設を5年を経過せずに退職した場合。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、健康上その他相当な理由があると町長が認めたときは、返還を求めないものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、穴水町保育士等奨学

金返済支援事業補助金返還通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金（教育支援費及び就学支度費）
母子父子寡婦福祉資金貸付金